

2020 年度連続講座 「野生動物とヒトを学ぶ」  
<第2回> 島根県における野生動物管理の対応について 金森氏 Q&A

— ご質問への回答 —

**Q1** 県が市町村や地域住民を指導しながら、地域住民・集落が実際の対策を担う、という理解で良いでしょうか。追い払いなどは多くの住民が実施できると思いますが、必要な捕獲ができる体制がない集落や地域などが生じた場合、技術を指導して捕獲できる人材の確保を目指すことになるのでしょうか。

**A1** 基本的には住民主体での対策を目指しています。捕獲は、隣接する集落同士での連携などを指導しますが、箱罠や ICT 装置による捕獲などは技術指導をして人材育成や確保を目指しています。

**Q2** ・鳥類や中型哺乳類の狩猟者が減ることは悪いことなのですか？これらの鳥獣は特に大きな被害を出しているわけではないので狩猟者が減ってもあまり問題ないのでは、と思いました。  
・過疎高齢化が進んだ集落は無理をしてでも存続させていく必要はあるのでしょうか？今後少子高齢化が進んでいく中で、現存するすべての過疎高齢化集落を存続させていくというのは難しいのでは、と思いました。集落の住民の方々に土地への愛着や地域の活性化への熱意があるのであれば、集落を存続させることに価値はあると思います。しかし、そうでない場合は無理に鳥獣害対策や地域振興をせず、いずれは縮小して消滅していく集落があっても良いのではないかと思います。講義の中で鳥獣対策をどこまでやるべきなのか、どこまで農地を守っていくのが課題であるとありましたが、これについて金森様のご意見を伺いたいです。

**A2** 以前はキジなどの鳥類やタヌキなどの毛皮獣を目的とした捕獲者が多かったが、現在はそのような目的の捕獲者は減ったとの現状を説明しました。ご指摘の通りで、すべての過疎高齢化集落を存続させて行くのは難しいと思います。そのため、地域振興や農業の方向性と調整し、限りある予算を投入する将来にわたって守るべき農地を抽出するような時期が来るだろうと考えています。

**Q3** 生息域のゾーニングを行なって人里に近づけないということを言われていたと思うのですが、具体的にはどのようにゾーニングを行なっている(計画されている)のですか。

**A3** 集落周辺の里山などに緩衝帯を設置し、放牧などによる草刈り管理を行って、イノシシやクマなどが集落内へ出没するのを防ぎます。集落内の耕作放棄地がイノシシなどの隠れ場などにならないように草刈り管理などを行います。また、クマについては、奥山が好適な生息地になるように環境整備などを行っていきます。

**Q4** 他の都道府県には無い専門職を採用するという取り組みが実施できた理由は何なのでしょう。鳥獣被害は他の都道府県でも発生しています。被害対策の最前線は市町村と現状ではされています。県の専門職と市町村の専門職の違いや位置付けはどのように整理して連携をとっているのでしょうか。鳥獣害の対策は県内市町村間でも温度差は地域性、その時の首長の意向や担当部署の人材によって変わってくると思います。農林業以外の鳥獣害の対策について、今後は県内の各部局と横断的に協力することとなったとき、島根県の体制は他の都道府県のお手本になり得るとお考えでしょうか。

**A4** 県庁の担当部署のトップが本気になって取り組めば、難しい人事でも動かせることを実感しました。本県でも鳥獣対策は市町村が主体になって取り組むことにしています。しかし、専門的な人材が不足している市町村を支援するために県の出先機関に鳥獣専門指導員を配置しました。市町村の専門員は市町村職員の OB が担当している場合も多くて、県の専門員との専門的な能力に差があります。現時点では位置づけの違いなどの協議はしていませんが、連携しながら現場での対応をしています。今後、他県のお手本になれるように励みたいと思います。

Q5

鳥獣保護指導員と正規職員の業務分担の差は現場に携わるのが多いのが鳥獣保護指導員、企画・研究を行うのが正規職員なのでしょうか？その差がつかめませんでした。

A5

鳥獣専門指導員は、現場での指導や研修の講師、モニタリング調査などを担当し、正規の鳥獣職員には鳥獣行政のマネジメントや市町などとの連携した取り組みのコーディネートなどを期待しています。ただし、現状では位置づけの区分は曖昧です。

Q6

大変参考になりました。非常勤の方の細かい待遇を教えてください。また予算化にあたっての財源についても教えてください。

A6

非正規の鳥獣専門指導員の待遇は、専門的な知識や技術をもった人材として募集しており、一般の県の非常勤職員よりも給与を4～5万円程度高く設定しています。また、勤務4年目以降はさらに2万円程度昇給します。ただし、正規の職員と比べると昇給などの待遇が劣ることが課題となっています。財源は、県の一般財源です。

Q7

・コロナ禍の現在、結果的には鳥獣害対策事業への転職促進が期待できる機会となっていると思われるが、そのような事を念頭に置いた受け皿づくりを行政として更に推進される計画はありますか。  
・獣害対策に関わる調査は環境コンサルタントが請負うことがありますが、極々一部の専門的な調査会社以外は、業務のマネジメント力や調査員のレベルが低いと感じます。民間調査会社の技術力・意識向上を目指して、発注時の鳥獣管理に関する資格要件設定や、従事する企業への知識・技術研修受講義務付け等はできないのでしょうか。

A7

本県では、行政として受け皿づくりの計画は現時点ではありません。本県の行政でも調査業務等を民間のコンサル会社に委託して実施していますが、優秀な人材が揃っている会社を選んでいきます。今後、大学等で学んだ高い専門性をもった人材がコンサル会社や公務員に供給できるように、大学等でのカリキュラムの充実や高度な教育システムの確立なども必要だと思えます。

Q8

鳥獣による被害と鳥獣の個体数は比例しますか。農家の方は被害が増えているのでイノシシ・シカが増えていると言いますが、猟師の方は前ほどは獲れなくなったと言います。農林業における鳥獣被害の増大は何が直接の原因となっているのでしょうか。

A8

イノシシやシカによる被害は生息数（密度）との関連が大きいと思います。しかし、サルやカラス、ツキノワグマなどは誘引物対策など、人側の問題が大きいと思います。また、里山の管理放棄、耕作放棄地の増加なども被害発生要因になっていると思います。

Q9

鳥獣専門指導員の方々は定期的にミーティングを行っているそうですが、現場ではどのような課題について話をなさっているのかが気になりました。

A9

現場で鳥獣対策を指導していく中で、簡単に解決が難しい課題（たとえば、電気柵が効かなくなったイノシシの侵入防止対策、クマの誘引物となっているカキの伐採やカキもぎが進まない対応策）などについて情報共有を行って、解決策などを意見交換しながら探っています。また、5人の鳥獣専門指導員が1年間の活動内容を報告する活動発表会も毎年開催しています。

— ご要望などへの回答 —

**R1**

実施隊（実質、猟友会メンバー？）と専門指導員や正規職員との関わりがあれば、それについてもっとうかがいたいです。有害捕獲も計画に基づいて統合的に実施されるのかどうか。ハンターさんとの関係性構築などはどんな感じなのか。私の住む市では、有害鳥獣対策担当職員は1人で、有害捕獲の現場確認にかなり時間等割かれるようです（統合的に保護管理をする余裕は見られません）。これと比較して考えたいと思いました。よろしくお願いいたします。

**A1**

捕獲の研修会や狩猟行政、クマの錯誤捕獲対応などで関わりがあります。イノシシなどの有害捕獲は市町が許可権限をもっていますので、クマ以外での関わりは少ないようです（クマの捕獲許可権限は県）。そのため、有害での捕獲確認は、本県でも市町の担当者が行っています。

**R2**

シカ・ツキノワグマの生息環境の整備についてもっと詳しく知りたかったです。

**A2**

ツキノワグマは、本県でもゾーニング管理に取り組んでおり、奥山での生息環境の整備や里山、耕作放棄地の利用促進、誘引物対策などにも取り組んでいます。